

令和7年11月18日

各 位

公益財団法人北海道農業公社

低入札価格調査制度の改正について

公社は、工事の請負工事契約等に係る競争入札を行う場合には、原則として、低入札価格調査制度を適用しております。

このたび、低入札価格調査制度の対象となる工事を改正し、令和7年12月1日以降に入札を行う工事について、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 対象建設工事

原則として予定価格が400万円（消費税を含む）を超える工事を対象とする。

2. 調査基準価格

予定価格×0.75≤調査基準価格≤予定価格×0.92

（調査基準価格の基準）

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3. 入札の執行

入札執行者は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

なお、終了後に調査基準価格に満たない価格で入札を行った者には「低入札価格調査の実施について」（別記様式）を通知するので、次項の書面等を提出してください。

4. 入札者が提出する書面等

- (1) 入札価格内訳書
- (2) 見積理由申出書（別記第1号様式）
- (3) 下請契約予定者名簿（施工体制台帳に準じて作成すること）
- (4) 工種別労務者配置計画書（別記第2号様式）
- (5) 建設副産物の搬出地等予定書（別記第3号様式）
- (6) 安全衛生管理体制等予定書（別記第4号様式）
- (7) その他参考資料

5. 調査協力

調査にあたっては、事後の事情聴取に協力してください。

新旧対照表

名 称	新	旧	備 考
1. 対象工事	原則として予定価格 <u>が 400 万円 (消費税を含む)</u> を超える工事を対象とする。	原則として予定価格 <u>(消費税相当額を含む)</u> が 250 万円を超える工事を対象とする。	対象工事費等の改正
4. 入札者が提出する書面等	<u>(7) その他参考資料</u>	(新設)	提出資料の追加